

公の施設の使用料改定について

1. 使用料改定について

本市における公の施設の使用料は長年、他都市や近隣類似施設の使用料を参考に設定してきました。しかし、受益と負担の公平性の観点から市としての統一的なルールを定める必要があったことから、平成21年度に「使用料算定基準（以下、基準）」を策定しました。

基準策定後、毎年実施しているコスト調査において受益者負担額（コスト×受益者負担割合）と使用料等収入の均衡が図れていない状態が長年続いていたことから、受益者負担の適正化を図るため、令和4年度に基準を改定し、使用料改定を実施することとなりました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により使用料改定を見送ってきましたが、コロナ禍からの社会経済活動の回復や、物価や人件費の上昇に伴う管理運営費の上昇を踏まえ、使用料改定時期を令和7年4月に設定しました。

2. 改定対象施設（予定）

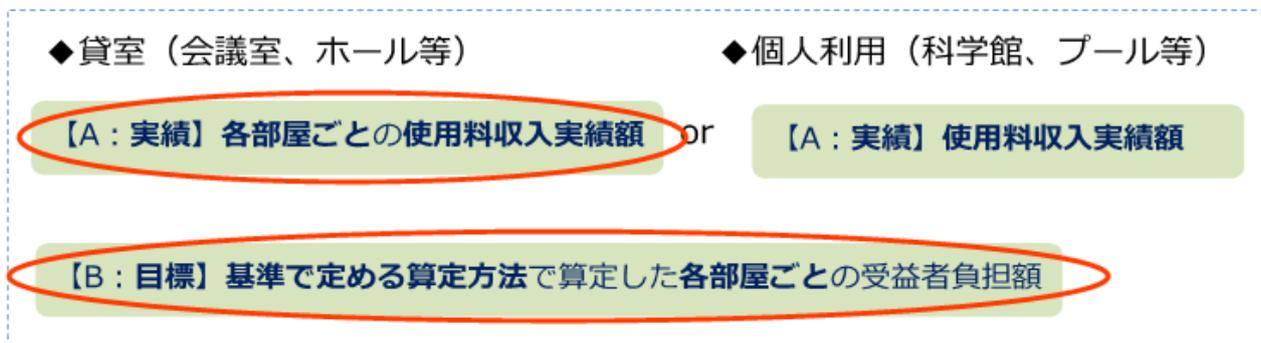


2. 改定対象施設（予定）

改定対象施設

部名	対象施設
魅力	文化会館、歴博、体育館、プール、運動場
経済	勤労会館、サンライフ岐阜、ふれあいの森
市民生活	斎苑
福祉	三田洞神仏温泉
子ども未来	ドリームシアター
保健衛生	長良川健康ステーション（検討中）
環境	リフレ芥見、プラザ掛洞
都市建設	公園、スポーツ公園、ファミリーパーク（遊戯）、岐阜公園（休憩所）
基盤整備	長良川防災ステーション
市民協働	メディコス、生涯学習／女性センター、公民館、コミセン、柳津生涯学習センター
教育	青少年会館、少年自然の家

3. 改定フローチャート

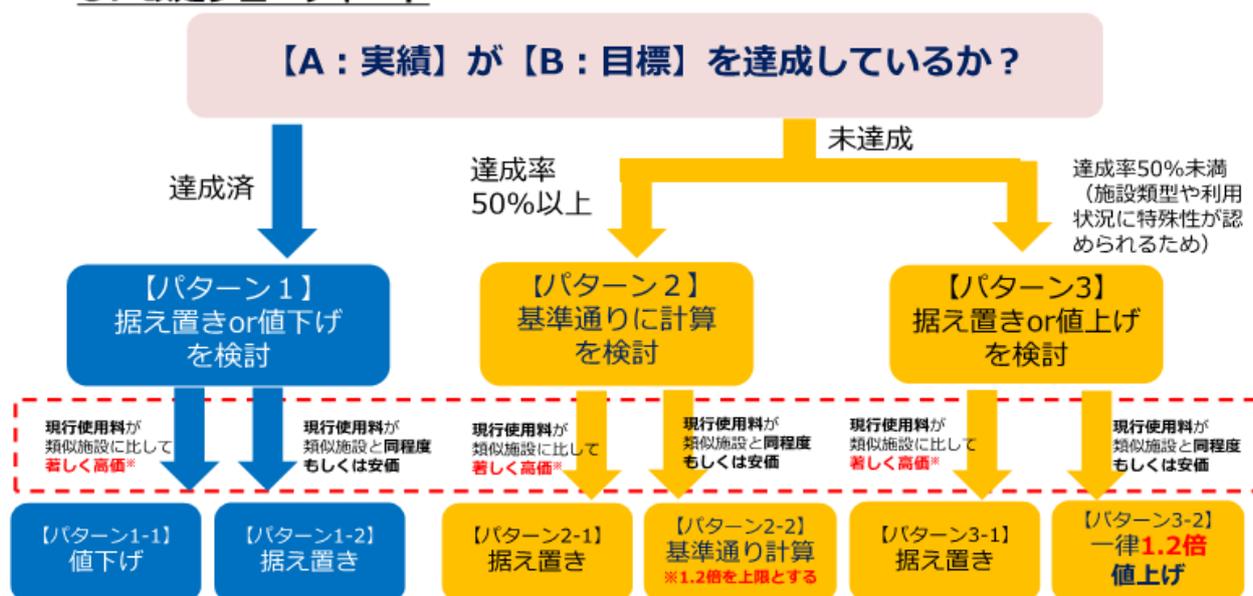


☞最初に今回改定の対象となる施設（設備・個人利用種別）ごとに

【A：実績】が【B：目標】を達成しているか？ どうかを判定し、

その達成状況に応じて使用料改定の要否や具体的な改定方法を決定

3. 改定フローチャート



※著しく高価・・・岐阜市の使用料が類似施設の使用料の1.5倍を上回る場合